NAGOYA UNIVERSITY

学的領域の独立はいかにして可能か

藤本亮（名古屋大学）

情報ネットワーク法学会第１４回研究大会
第7分科会「学的領域としての法情報学」
2014年12月07日（日）16:40-18:30
東京電機大学東京千住キャンパス（1205教室）

報告の概要

分科会「学的領域としての法情報学」の企画趣旨説明を兼ね、
学問分野の独立とは何かを考える枠組（のいくつか）を提示

初発の問題意識

「基礎法学の独立した一領域」としての法情報学はいかにして可能か

・「独立した学的領域」ということ自体の多義性
独立した＝Separate, Distinguished, Independent …..
学的領域＝Discipline, Field, Topic, Subject, Theme …..

・そもそも法情報学という学的領域は「独立」すべきなのか？

・法情報学者なる専門家は将来登場するのだろうか？

「学的領域」とは何か

Disciplineと呼ばれる学問上の専門分野の成立自体が近代の産物である
→訓練された（Disciplined）専門家の存在

“Disciplines are institutions for production, validation, and transmission of knowledge. They were peculiar to modernity; indeed, to the short modernity dating from the second third of the nineteenth century.”（下線引用者）

それを可能にした近代的な4つの価値
Proceduralism（手続き主義）、Disinterestedness（無私性）
Autonomy（自律性）、Solidarity（連帯性）

前提となる共通認識→学問分野の「独立分化」は知の体系を完成させ、社会進歩につながる

Forman, Paul. (2012) "On the Historical Forms of Knowledge Production and Curation: Modernity Entailed Disciplinarity, Postmodernity Entails Antidisciplinarity," *Osiris* 27: 56-97.

「独立した」とは何か

制度化という観点からは以下の様な点が「独立」のメルクマールとなる

・大学という組織での講座
・学会組織の形成
・専門雑誌の創刊
・当該分野の専門家の出現（〇〇学者と呼ばれる人々）

知の体系化という観点からは以下の様な諸点（の少なくともひとつ？）が「独立」のメルクマールとなる（ただし、「独自」性の同定自体難しい）

・独自の対象
・独自の方法
・独自の問題意識

「独立していく、なしい分化していく」というように時間軸でみると以下のように区別される

・すでに確立したある分野からの分離独立（分化）
・すでに確立した複数分野の間の学際的研究分野の複数分野からの独立
・基礎研究分野と応用研究分野の分離と協同

参考・バイオ医療情報学の定義　アメリカ医療情報学会

Biomedical Informatics in Perspective

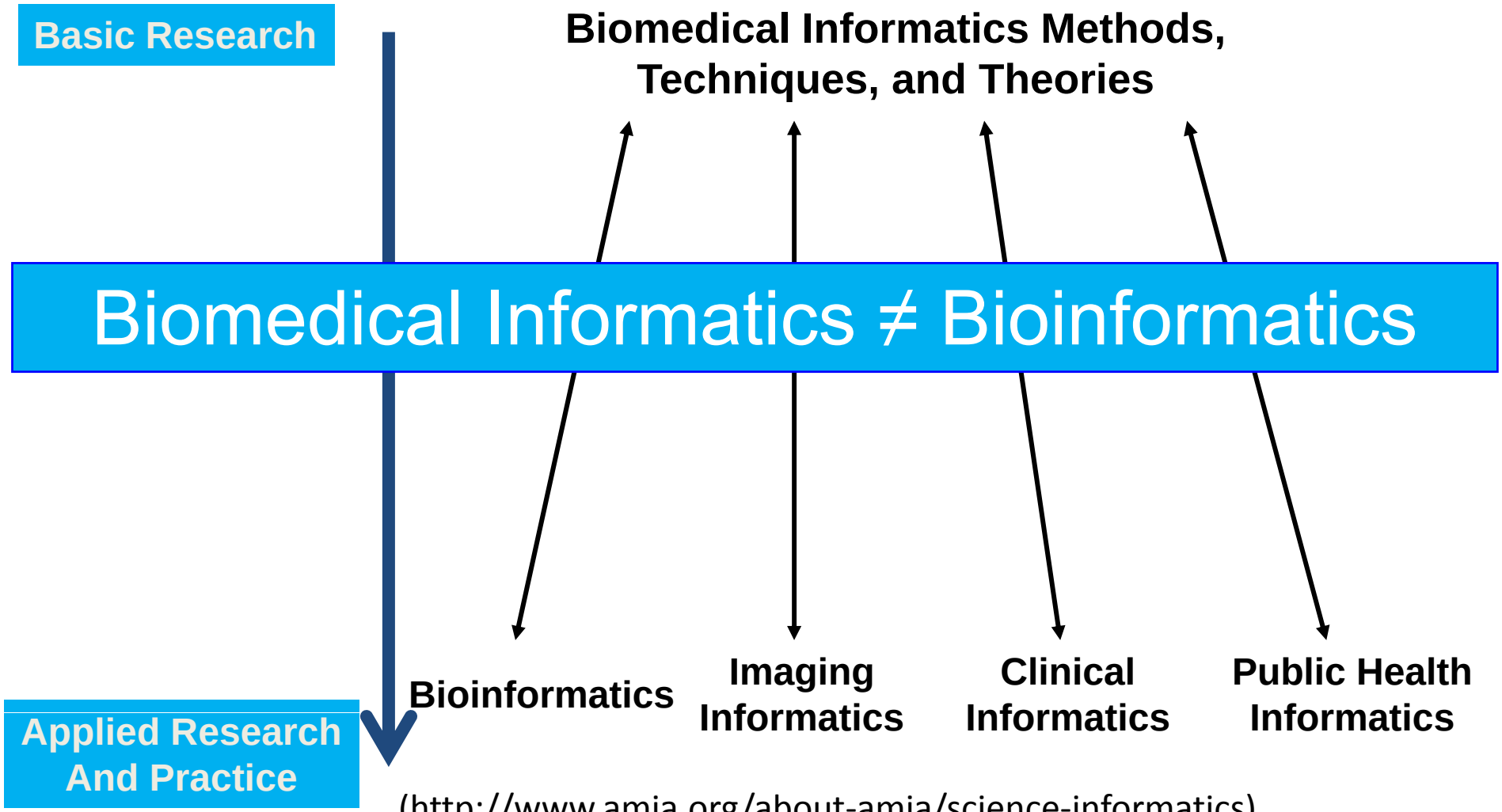

(http://www.amia.org/about-amia/science-informatics)

「基礎法学」としての法情報学は可能か

法学という知の体系の特性
・理論と実務（研究者と実務家）
・基礎法学と法解釈学と臨床法学
・経験科学と規範学

これらを踏まえて「法学」という体系における「法情報学」の位置づけも検討されるべき課題

学的領域としての法情報学をめぐる問い

法情報学はどのような知の体系なのか？
法情報学は何のためにあるのか？
法情報学は「独立した分野」になれるのか？
法情報学は学的分野として「独立」すべきなのか？

「法情報学」という名称でいいのか？

ただし、「独立」はそれ自体が目的ではないので、現在の日本の法学のあり方との関係でこれらの問いを考える必要性がある